



様式第4号(第6条関係)

平成 29年 4月 28日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員 細田 三恵

政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費

金 60,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	17,455	
会 議 費		
資料購入費		
事 務 費	17,501	
合 計	34,956	

3 残 額 金 25,044円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。
2 政務活動報告書を添付すること。
3 年度終了後30日以内に提出する。

別紙

平成28年4月26日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員 細田 三恵

政務活動費分割支払計画書

政務活動費の分割支払計画について下記のとおり提出します。

購入品名	パソコン (tosiba) dynabook satellite B553/L 増設メモリ 8GB Trascend ノート用 PC3L-12800			
購入日	平成27年6月18日			
購入金額	105,125円			
支払い額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	52,624円	17,501円	17,500円	17,500円

- (注) 1 購入品名については製品名・品番等のみでは無く、用途が分かるように記入すること。
2 購入品の領収書等の写しを添付すること。

①

再発行として

整理番号 29
領収書発行日 平成29年4月27日

領 収 書

細田 三恵 様

10,000

但し、研修費として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー
受講者氏名 : 細田 三恵

入金日 : 平成28年4月21日
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田 1 - 1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 石橋美秀



市町村議会議員特別セミナー参加 交通費

(単位:円)

日付	金額	支払い内容	理由	支払い先
5月12日	¥1,300	ETC高速料金 浦和南～東関東道接	研修参加のため	
5月12日	¥410	ETC高速料金 湾岸市川～湾岸習志野	研修参加のため	
5月12日	¥1,300	ETC高速料金 高島平～東関東道接	研修参加のため	
5月12日	¥410	ETC高速料金 湾岸市川～湾岸習志野	研修参加のため	
5月13日	¥1,400	駐車料金	研修参加のため	
5月13日	¥1,400	駐車料金	研修参加のため	
5月13日	¥410	ETC高速料金 湾岸習志野～湾岸市川	研修参加のため	
5月13日	¥1,300	ETC高速料金 市川本線～浦和南	研修参加のため	
5月13日	¥410	ETC高速料金 湾岸習志野～湾岸市川	研修参加のため	
5月13日	¥2,270	ETC高速料金 市川本線～所沢	研修参加のため	
5月13日	¥1,629	燃料費	研修参加のため	
5月13日	¥2,080	燃料費	研修参加のため	
合計	¥14,319			

14319円 ÷ 9人 = 1591円(一人当たり)

内藤議員・山口議員・抜井議員・井田議員・久保議員・小松議員・細谷議員・細田議員・安澤議員の参加者9人で按分

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2016年05月13日 15:04

売上
上 様 M
6-320514-4
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-16
18.09L(個) *
@115 ￥2,080
合計 ￥2,080
(内消費税等(8.06%)) ￥154
お預り ￥10,000
お釣り ￥7,920
現金でお買上げの場合は領収書に、
かえさせていただきます。

株式会社 鹿島屋
DDセルフふじみ野中央店
埼玉県 ふじみ野市
大井1-6-37
TEL:049-293-8471 SS-320514
ｼｰﾄNo 3000-06 ｼｰﾄNo4721-4721
0999ドラスル洗 2016/05/13

ENEOS

納品書(領収書)

カーポート・トゥエンティワン
三芳SS
三芳町藤久保831
TEL:0492-59-6704

2016/05/13(金)18:47 2016/05/13

92-487005-9010000-00 04870 様
売上 WaiWaiプリカ(自店)

5847 000011
レギュラー ￥1629
15.51L(J) @105 L-3 P-7
(内ガソリン税 @53.8 ￥834)

合計 ￥1,629
(内消費税等 ￥121)
プリカ利用金額 : ￥1629

プリカリアルNo. : 90336060
プリカ前回残高 : ￥10000
プリカ今回残高 : ￥8371

※上記にて納品書とさせていただきます

No.9908 担当:セルフ

千葉県幕張新都心地下駐車場
(県営幕張地下第2駐車場)
043-296-3301

領収証

入車日時 2016年05月12日 11時47分
出車日時 2016年05月13日 13時06分
No.01-000324 券No.10-072661

駐車料金(一般) 1400円

料金計 1,400円

投入現金 1,400円
釣銭額 0円

X
2

ご利用日		ご利用金額(円)		区分	回数	お支払金額(円)		
《ショッピング取組(国内)》								
2016	5:12	ETC	浦和南	- 東関東道接	普通車	1300	1回	1300
2016	5:12	ETC	湾岸市川	- 湾岸習志野	普通車	410	1回	410
2016	5:13	ETC	市川本線	- 浦和南	普通車	1300	1回	1300
2016	5:13	ETC	湾岸習志野	- 湾岸市川	普通車	410	1回	410
◆お支払小計								7700
◆◆今回のお支払金額総合計								7700

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなく、JCB代理店での伝票取組日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、A=1=A-721回払い、R=ショッピングR払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングS1払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●備考:※印対象の利用に*印 ●QUICPayIDの上4桁(0100)は非表示 ●法人カードの下4桁は「****」と表示され、実際のカード番号とは異なります

毎月15日9:00開封—対象です(65歳以上会員さま)
 ・カード紛失・盗難申請は専用ダイヤル0570-079-110へご連絡ください
 ・簡単な電話が増えています。お問合せの際は強行断罪のないようご注意ください

カード決済登録いただいている公共料金、保険の明細

種別	ご契約先(※は4社までとなります)	ご利用料金
電気料金	*****	*****
ガス料金	*****	*****

※計帳代わりにご利用ください。ご利用料金はご利用明細に含まれております。

ご利用内容	ご利用可能枠	6月 残高
ご利用可能枠	800000	
ショッピング枠	800000	
内、割賦枠	500000	
(りそ、分割、割賦、ボーナス払い)	500000	
キャッシング枠	100000	
ショッピングリボ返済利率	15.0%	キャッシング残高
ショッピングリボ返済コース	Aコース	海外ショッピング

ご利用明細

※1日1行カードを複数枚保有の方はそのほかのカードのご利用残高も同様です。11日以前本明細発行時点前までのご利用

ご利用日	利用区分	ご利用先	支払方法	ご利用金額	備考
16/5/2	入	高島平 東関東道接**1300	1回	6340ETC利用分	
16/5/2	入	川口第二*****510	1回	7230ETC利用分	
16/5/2	入	市川本線 東之道橋**1300	1回	9570ETC利用分	(2件分表示)
16/5/2	入	高島平 東関東道接**1300	1回	9700ETC利用分	
16/5/2	本人	高島平 東関東道接**1300	1回	1710ETC利用分	(2件分表示)
16/5/3	本人	川口第二*****510	1回	1920ETC利用分	(2件分表示)
16/5/3	本人	市川本線 東之道橋**1300	1回	1760ETC利用分	(2件分表示)
<今回ご利用金額合計>				37230	

様式第3号（細則第3条第1項第2号関係）

政 務 活 動 費 領 収 書 ・ 支 払 証 書 綴

②

領 収 書

2017年3月26日

組日三恵様

5,000円

交流会議2017 春の総会企画 参加費として

上記正に領収いたしました

市民と議員の条例づく

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3261-9463



様式第4号（細則第3条第1項第3号関係）

支 払 証 書

支 払 額 8 6 4 円

上記の金額を支払ったことを証します。

平成 29年 4月 28日

三芳町議会議員
氏 名

細田 三恵

支払内訳・内容	研修参加のための電車賃
理 由	P A S M O 使用のため
債 権 者 名	東武鉄道メトロ

平成29年4月28日

三芳町議会議長 菊地 浩二 様

三芳町議会議員
氏 名

細田 三恵

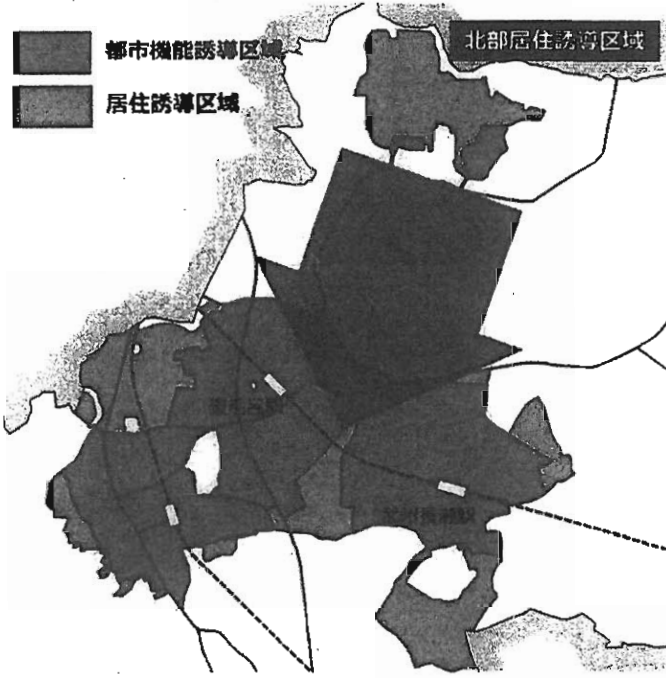
政務活動報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記により平成28年度政務活動報告書を提出します。

記

1 調査事項	毛呂山町立地適正化計画について
2 調査場所	毛呂山町役場
3 調査日	平成29年 2月10日(金) 1日間
4 参加者	安澤 豊 山口正史 井田和宏 細谷三男 細田三恵 抜井尚男
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	<p>埼玉県内で初めて人口減少や高齢化などに対応するために、バス停や駅を中心に医療や商業施設などを集約することで生活の利便性を高めるための「立地適正化計画」である。</p> <p>担当者の強い情熱の下作成されたと推察される計画は、コンサル等を利用せず担当職員で作成したとのこと、非常に熱意が感じられた。</p> <p>三芳町でも参考に取り組むことも検討すべきと感じられた。</p>

交通ネットワーク



交通上の課題

本町は、比較的コンパクトにまとまった中心市街地に鉄道駅が3駅存在するため、比較的公共交通を利用しやすい環境にあります。しかし、北部居住誘導区域（目白台地区）は、鉄道駅を中心とする公共交通ネットワークとの関係性が希薄であるという課題が存在します。これは、将来的な高齢化はもちろん、子どもたちの通学にも大きな影響をおよぼします。

解決の方向性

このような交通ネットワークにおける課題を解決する方向性として、北部居住誘導区域と町内鉄道駅を路線バスで結ぶことについて検討します。かつて路線バスが存在していたときは、東毛呂駅へのルートでしたが、北口の基盤整備が完了した武州長瀬駅へのルートも視野にいた、幅広い検討を行います。

都市再生特別措置法に基づく届出の対象となる行為

【居住誘導区域に関する届出】

立地適正化計画の運用のため、次の行為が届出の対象となります。

- ① 居住誘導区域外における3戸以上の住宅開発
- ② 居住誘導区域外における開発規模1,000㎡以上の1～2戸の住宅開発

【都市機能誘導区域と誘導施設に関する届出】

都市機能誘導区域外での、以下の誘導施設と同じ機能を持つ施設の開発行為等の行為が届出の対象となります。

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| ① 子育て支援施設 | ② 高齢者福祉施設 | ③ 健康増進施設 |
| ④ 多世代交流施設 | ⑤ 障がい者福祉施設 | ⑥ 医療施設 |
| ⑦ 診療所 | ⑧ 商業施設 | ⑨ 事業系施設 |

※居住者の利便性等の向上に資するものに限り

※詳細につきましてはお問い合わせください。

【届出期間】

届出は工事着手の30日前までに行う必要があります。

お問合せ先

都市計画・立地適正化計画の内容について 毛呂山町まちづくり整備課都市計画係
Tel: 049-295-2112 (内線: 143)

都市再生特別措置法に基づく届出について 毛呂山町まちづくり整備課開発建築係
Tel: 049-295-2112 (内線: 144・145)

元氣な毛呂山町を子どもたちに「つなぐ」ために…

毛呂山町立地適正化計画（概要版）

計画策定の背景

全国的な少子高齢化に伴う人口減少トレンドは、本町においても例外ではありません。中心市街地における空き家・空き店舗問題も顕在化し、中心市街地の魅力が低下することにより、人口減少トレンドに拍車がかかる恐れがあります。また、人口減少を一因とする財政収支の悪化も懸念される状況にあり、従来型のまちづくりからの、大きな方向転換が求められます。

このような背景から、持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上、多世代が居住しやすい環境の創出を目的として、市街化区域におけるまちづくりのマスタープランとなる「毛呂山町立地適正化計画」を策定いたしました。

毛呂山町の課題と解決の方向性

- 逃れられない「人口減少」
- 懸念される「中心市街地の空洞化」
- 予測される「財政収支の悪化」
- 人口減少や収支悪化に耐えうる持続可能な都市経営の実現
- 中心市街地の魅力向上による、人口減少トレンドの鈍化
- 多世代が居住しやすい環境の創出

基本コンセプト



- 都市機能の誘導による、市街地の魅力向上
- 中心市街地への居住誘導
- 上記の各種誘導による、空き家、空き店舗問題の解消



- 生活サービス機能の維持、確保による人口密度の維持
- 多世代が居住しやすい環境の創出により、将来的な人口密度の維持



- 土地利用ニーズの活性化
- 誘導区域内外における土地利用の適正化により、町域全体の活性化
- 元氣なまちを子どもたちに託すことで、「まちをつなぐ」

立地適正化計画とは？

「都市再生特別措置法」の一部改正（平成26年8月施行）により、市町村が作成できるようになった計画です。本町のような地方都市においては、人口密度の維持により市街地の空洞化を防ぐことを目的とした、生活サービス機能の計画的な誘導が大きな目的となります。計画策定においては、おおむね20年後の市街化区域の状況を展望することになります。

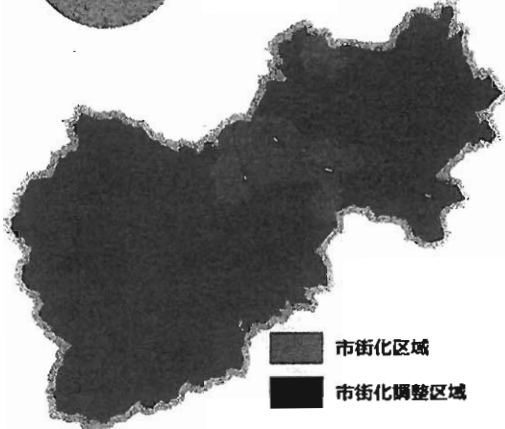
また、立地適正化計画は、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

立地適正化計画の基本イメージ

立地適正化計画では、医療や商業施設といった生活サービス機能と住居などがまとまって立地することで、まちの生活利便性を高められるよう、コンパクトで魅力的なまちづくりと公共交通ネットワークの連携が重要なポイントとなります。

計画には、「居住誘導区域」と、生活サービス機能を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域にはその区域に誘導する施設（誘導施設）を定めます。また、これらの区域を結ぶ公共交通ネットワークについても記載することになります。

居住誘導区域



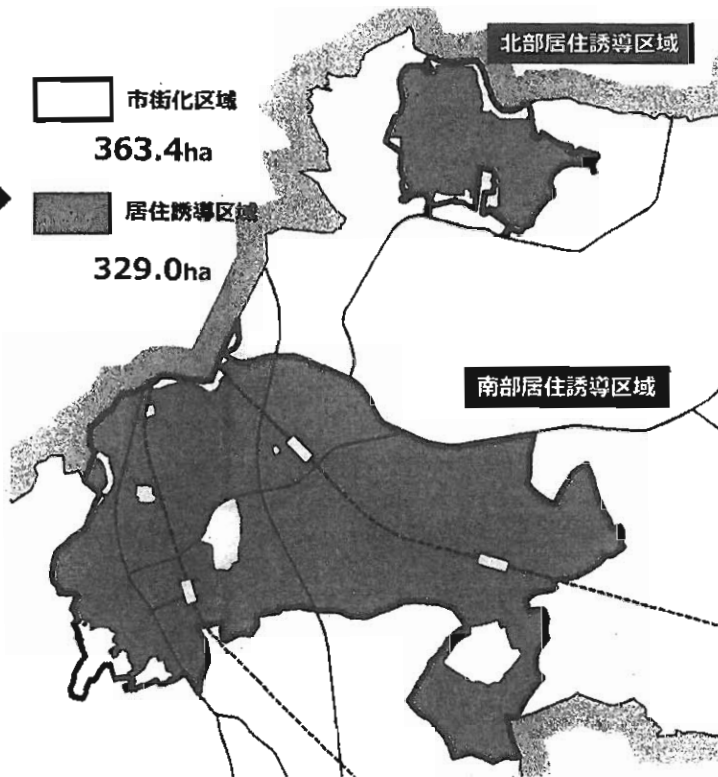
市街化区域
市街化調整区域

居住誘導区域は、法令により、市街化調整区域や災害危険区域（住宅の建築が禁止されているもの）、保安林の区域などに設定することができません。
毛呂山町では、市街化区域のみが検討の対象となります。

検討

- ・おおむね20年後の人口密度40人/ha以上のエリアの抽出
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の除外
- ・境内地や墓地などの居住地に転用される見込みのないエリアの除外
- ・河川区域やがけ地などの除外

市街化区域
363.4ha
居住誘導区域
329.0ha

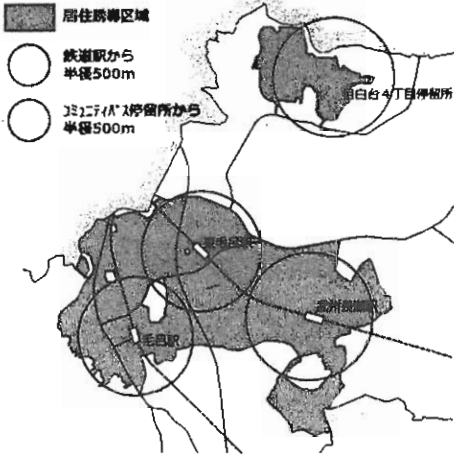


北部居住誘導区域

南部居住誘導区域

都市機能誘導区域

誘導施設



市街化区域の居住者のみならず、市街化調整区域の居住者も含め、すべての人々が都市機能にアクセスできることをめざし、都市機能誘導区域の設定は、鉄道駅などの公共交通拠点を中心とした「徒歩圏」としました。

中部 都市機能誘導区域（東毛呂駅周辺地区）

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所（主に内科、小児科）
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設
- 既存施設の機能強化などが想定されるもの
 - ・商業施設
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設

西部 都市機能誘導区域（毛呂駅周辺地区）

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所（主に内科、小児科）
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設
- 既存施設の機能強化などが想定されるもの
 - ・商業施設（主に空き店舗対策）
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設（主に空き店舗対策）
 - ・医療施設（埼玉医科大学病院などの機能拡張）

北部 都市機能誘導区域（目白台地区）

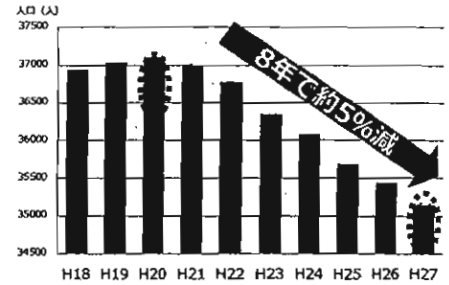
- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・診療所（特に小児科を含む内科）
 - ・商業施設
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設

東部 都市機能誘導区域（武州長瀬駅周辺地区）

- 比較的速やかな誘導が求められるもの
 - ・商業施設（主に空き店舗対策）
 - ・居住者の利便性等の向上に資する事業系施設（主に空き店舗対策）
 - ・健康増進施設
 - ・多世代交流施設

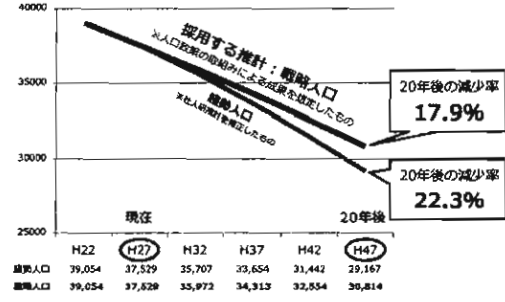
直近10年の人口の人口推移

毛呂山町では、平成20年をピークに、人口が減少していることがわかります。（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）



将来人口推移の見通し

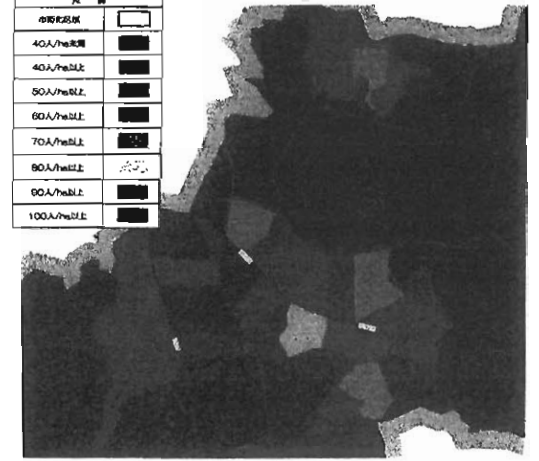
毛呂山町人口ビジョンによる人口推計では、おおむね20年後において人口が約2割減少する見通しです。なお、本計画においては、上位計画と同様に戦略人口を推計人口として採用しています。



おおむね20年後の人口密度

おおむね20年後でも、毛呂山町の市街化区域における人口密度は、大部分で40人/ha以上の高水準を維持できる見通しです。なお、一部の40人/haを下回るエリアにおいても、詳細検討の結果、40人/ha以上を維持できることが示されました。

人口密度	色
40人/ha未満	白
40人/ha以上	黒
50人/ha以上	黒
60人/ha以上	黒
70人/ha以上	黒
80人/ha以上	黒
90人/ha以上	黒
100人/ha以上	黒



都市機能誘導区域
居住誘導区域